

令和2年12月7日 開会

令和2年12月18日 閉会

(定例第4回)

日吉津村議会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第 67 号

令和 2 年第 4 回日吉津村議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 2 年 11 月 6 日

日吉津村長 中 田 達 彦

1. 日 時 令和 2 年 12 月 7 日 午前 9 時 00 分

2. 場 所 日吉津村議会議場

○開会日に応招した議員

長谷川 康 弘

山 路 有

橋 井 満 義

三 島 尋 子

松 本 二三子

河 中 博 子

前 田 昇

松 田 悦 郎

加 藤 修

井 藤 稔

○応招しなかった議員

な し

第4回 日吉津村議会定例会会議録（第1日）

令和2年12月7日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和2年12月7日 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第12号 総務経済常任委員会の調査研究について
- 日程第 5 報告第13号 教育民生常任委員会の調査研究について
- 日程第 6 議案第65号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第66号 日吉津村督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第67号 日吉津村地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第68号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第6回）について
- 日程第10 議案第69号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2回）について
- 日程第11 議案第70号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について
- 日程第12 議案第71号 令和2年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第3回）について
- 日程第13 議案第72号 鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第14 議案第73号 鳥取県西部広域行政管理組合規約を変更する協議について
- 日程第15 議案第74号 村道の認定について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告

- 日程第 4 報告第 12 号 総務経済常任委員会の調査研究について
- 日程第 5 報告第 13 号 教育民生常任委員会の調査研究について
- 日程第 6 議案第 65 号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 66 号 日吉津村督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 67 号 日吉津村地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 68 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 6 回）について
- 日程第 10 議案第 69 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 回）について
- 日程第 11 議案第 70 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について
- 日程第 12 議案第 71 号 令和 2 年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 13 議案第 72 号 鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 14 議案第 73 号 鳥取県西部広域行政管理組合規約を変更する協議について
- 日程第 15 議案第 74 号 村道の認定について

出席議員（10 名）

| | |
|-------------|-------------|
| 1 番 長谷川 康 弘 | 2 番 山 路 有 |
| 3 番 橋 井 満 義 | 4 番 三 島 尋 子 |
| 5 番 松 本 二三子 | 6 番 河 中 博 子 |
| 7 番 前 田 昇 | 8 番 松 田 悦 郎 |
| 9 番 加 藤 修 | 10 番 井 藤 稔 |

欠席議員

な し

欠 員（な し）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 中 田 達 彦 総務課長 高 田 直 人
総合政策課長 福 井 真 一 住民課長 矢 野 孝 志
福祉保健課長 小 原 義 人 建設産業課長 益 田 英 則
教育長 井 田 博 之 教育課長 横 田 威 開
会計管理者 西 珠 生

午前9時00分 開会

○議長（井藤 稔君） みなさん、おはようございます。それでは議会を開会します。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第4回日吉津村議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井藤 稔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、3番橋井満義議員、4番三島尋子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（井藤 稔君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員会委員長から答申のあったとおり本日から12月18日までの12日間とし、審議予定はお手元に配布のとおりとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月18日までの12日間、審議予定はお手元に配布のとおりと決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（井藤 稔君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の報告をいたします。

説明員の報告、地方自治法第121条の規定により村長並びに教育委員長に出席要求をし、村長、教育長以下担当課長が出席をしております。

請願陳情の付託報告、本日までに受理しました陳情はお手元に配布の請願陳情文書表のとおりであります。会議規則第92条及び第95条の規定により、所定の常任委員会に付託しましたので報告いたします。なお、会期中の付託といたします。

出納検査報告、お手元に配布のとおり監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局に保管をしておりますので、閲覧していただきたいと思っております。

請願陳情の処理経過及び結果の報告、9月定例会において不採択となりました核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情ほか1件につきましては、9月25日付で提出者に審査結果の通知をいたしております。

行事報告、9月定例会から本日までお手元に配布のとおりであります。

次に、村長からの報告事項があれば報告願います。

はい、中田村長。

○村長（中田 達彦君） おはようございます。令和2年第4回日吉津村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方に出席いただきました。感謝を申し上げます。開会にあたりまして、諸般の報告を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症に関して、大都市を中心に、全国に感染が広がりを見せております。鳥取県内におきましても、これまで63例の感染が確認され、現在、鳥取県から県西部に新型コロナ注意報が発令をされております。村民の皆様には、手洗いやマスクの着用、換気などの感染予防を徹底していただくとともに、特に感染が拡大している地域への往来については、必要性を十分ご検討いただくようお願い申し上げます。

さて、今年は新型コロナの影響で、多くの行事やイベントが中止となりましたが、秋には、開催方法を工夫するなかで、ヴィンステひえづの5周年記念イベント、ふれあいフェスタなどが開催されました。皆さんの力のこもった作品や、普段の活動の成果、創造性あふれる子どもたちの作品などにゆっくりと触れることができ、また出店されている方たちと落ち着いてお話しできたりと、とても充実した秋のイベントとなりました。実行委員会の皆様、ご参加、ご協力いただき

ました皆様にあらためて感謝申し上げます。

ふれあいフェスタにおきましては、マイナンバーカードの出張申請受付を行いました。90名を超える方から申請をいただきました。マイナンバーカードは、写真付きの身分証明書となるほか、令和3年3月からは健康保険証としての利用が始まります。その他にも、運転免許証との一体化など様々な利用策の検討が進められており、現在、最大5,000円分のポイントが付与されるマイナポイント事業も行われています。申請いただいてから作成できるまでに1か月程度の期間を要します。役場住民課で交付申請のサポートを行っていますので、ご利用いただきますようよろしくお願いいたします。

10月には、仕事、住まい、結婚を総合的にサポートする移住定住総合相談窓口を総合政策課に開設いたしました。仕事のサポートでは、県立ハローワーク、ハローワーク米子と連携して、就業を支援します。住まいのサポートでは、購入希望の方には、村内の土地、中古住宅売買物件の情報を提供して購入を支援いたします。また土地、建物の売却希望の方には、公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会に情報提供して売却を支援します。結婚のサポートでは、鳥取県が開設したとっとり出会いサポートセンターえんトリーと連携して、1対1の出会いを支援いたしますので、お気軽にご相談下さい。

次に、計画を進めております複合型子育て拠点施設の整備につきましては、8月に基本計画をまとめたのちに、基本計画を具体的な形にする基本設計の作成作業を進めてまいりました。10月11日に基本設計（案）の住民報告会を開催し、そこでいただいた参加者の皆様からの貴重なご意見を可能な限り反映して基本設計を完成させたところでございます。基本設計につきましては村ホームページにて掲載しております。現在は来年度からの建築に向けて、基本設計よりも更に詳細な実施設計の作成を進めているところでございます。

11月には、第1回目の日吉津村農業未来会議を開催しました。この会議は農業者と行政が現状や課題を共有し、日吉津村の農業を将来にわたって持続可能なものとしていくことを目指し、今後の農業の将来ビジョン、具体的な取組などについて検討し、実施につなげていくことを目的に設置したものです。

13名の村民の方を委員として委嘱し、これまで実施してきた、アンケートや農地の未来を語る会、また、各種会議で出された意見等に基づき協議を進め、農業者の皆様と行政が協働して実施できる将来ビジョンの作成に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ごみ処理の広域化についてご報告申し上げます。鳥取県西部圏域の各市町村が運営する

ごみ処理施設では、老朽化が進行しており、今後のごみ処理について抜本的な対策が必要となっています。

このことから、本年5月に鳥取県西部広域行政管理組合より、一般廃棄物処理施設整備基本構想（案）が示され、6月の本村議会全員協議会で内容について説明いたしました。西部圏域のごみ処理広域化施策については、平成13年度にごみ処理広域化基本計画が策定され、平成16年度には、西部広域構成市町村の全てが、それぞれの議会の議決を得て、ごみ焼却施設の設置及び管理運営の事務を西部広域の共同処理事務とすることが決定されています。

この度の基本構想の策定については、全市町村が参加して平成30年度から検討が行われ、基本構想（案）がまとまったことから、本年10月を目途に、改めて市町村の意向を確認することとされました。

本村では、不燃ごみは既に伯耆町リサイクルプラザで広域処理を行っていますが、可燃ごみは米子市クリーンセンターで委託処理しています。

可燃ごみの処理施設を持っていないことや、単独で建設や運営を行うことでの効率や経費面を考慮すると、今後は、可燃ごみの焼却施設を含め広域処理を行うことが必須と判断しますので、9月の村議会全員協議会において改めて広域処理に参画することを表明したところです。

この度、西部広域構成市町村すべてが広域処理に参画するとの報告を受けましたので、令和14年度の供用開始に向け、足並みをそろえて進めてまいります。

次に、うなばら荘についてであります。現在、西部広域行政管理組合において、うなばら荘のあり方検討が行われています。これまでも、指定管理者の更新時期ごとに検討されてきましたが、令和2年度から令和3年度までの2年間、一般財団法人うなばら福祉事業団が指定管理を受け、並行して、あり方検討が行われる中で、6月から9月にかけて、民間事業者の施設活用のアイデアや、事業参入の意向などについて、対話を通して意見を聞くサウンディング型市場調査が実施され、4事業者から新たな活用などに関する提案があったところです。

こうしたことも踏まえ、西部広域行政管理組合では、うなばら荘のあり方検討（素案）として取りまとめ、11月19日に開催されました西部広域組合議会 民生環境常任委員会において、この素案について報告されたところであります。

素案では、構成市町村の高齢者福祉施策における老人休養ホームの必要性がなくなってきたことなどから、広域事務組合の共同処理する事務として、老人休養ホームである、うなばら荘の運営を継続していく意味合いが薄れてきたこと。

今後の財政負担を軽減するためには、現在の指定管理期間が満了する、令和3年度末をもって、共同事務処理による施設運営を終了することが適当と考えられること。

サウンディング型市場調査の結果も踏まえ、村民の皆様への施設利用機会の確保や、うなばら荘職員の継続雇用に配慮しながら、他の事業主体への譲渡に向けた検討を進めること。

この素案が示されたことを受け、11月29日（日曜日）にヴィレステホールにて、西部広域からも説明者として呼び出し、あり方検討（素案）の説明会を開催いたしました。朝早い時間だったにもかかわらず、大勢の皆様にご参加いただき、たくさんの貴重なご意見をいただきました。

今後は、説明会でいただいたご意見も踏まえ、村としての方向性をよく検討し、西部広域とも協議しながら、うなばら荘が、村民の皆様から愛される施設であり続けるよう、最善の努力をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、米子境港間の高規格幹線道路に関して報告いたします。11月20日松江市において、中海・宍道湖圏域における広域的な交通流動を含めた道路整備の方向性について検討を実施するため、中海・宍道湖圏域道路整備勉強会が開催されました。

この勉強会は、中海・宍道湖圏域における各地域の発展を目指して、中海・宍道湖圏域にとって真に必要な将来の道路ネットワークのありかたについて、あらゆる角度から幅広い検討を行うため、中海・宍道湖周辺の6市村、松江市・出雲市・安来市・米子市・境港市・日吉津村と、国土交通省中国地方整備局、島根県、鳥取県、西日本道路株式会社が参加して設置されたものです。

中海・宍道湖・大山圏域市長会の地方版総合戦略において、県境を越えた広域連携により、圏域人口60万人の維持が基本目標となっており、交通ネットワークの形成として8の字ルートが位置付けられています。2つの湖を介する、8の字ルートは山陰道、境港出雲道路、米子～境港間、松江第5大橋道路を示しており、地域の将来像として8の字ルートの早期実現を道路整備方針の骨幹とされています。今後、米子～境港間高規格幹線道路については、本勉強会において協議されることとなりますが、早期事業化に向け連携を図って行きたいと考えています。

次に、策定を進めております、第7次日吉津村総合計画策定につきましては、これまでの行政に対する意見や、幅広い皆様からの将来に向けての貴重な意見を多数いただいた村民アンケートの分析結果、及び職員によるこれまでの取組の成果や課題の振り返り結果を基に、村長、教育長、各課長で構成する総合計画策定本部会にて、これまでの第6次計画を参考としながら、今後5年、10年先を見据えた総合計画基本構想について協議しているところです。

今後は、村づくり委員会、審議会の開催などにより、村民の皆様のご意見をお聞きし、策定を

進めてまいりたいと考えております。

また、日吉津村の地方創生の推進につきましては、11月に第3回日吉津村地方創生推進会議を開催し、第2期戦略の素案について検討を行いました。第2期戦略での見直しでは、第1期総合戦略を基本的に継続しつつ、必要な見直しを行い、本村の魅力を生かした施策をより一層、充実・強化させるとともに、SDGsの理念や関係人口の創出といった新たな視点も取り入れながら、人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組んでいくことを推進会議で確認しております。

今後については、年内にパブリックコメントを実施し、総合計画を踏まえて、日吉津村が目指す将来人口について、その達成に向け客観的な指標による目標を掲げ、選択と集中をとという考え方で施策にメリハリをつけて重点的に取り組むべき施策を戦略として3月末の策定を目指しています。

議会の皆様、村民の皆様におかれては、引き続き、格別のご理解とご協力を賜りますことをお願いして、諸般の報告とさせていただきます。

○議長（井藤 稔君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第12号

○議長（井藤 稔君） 日程第4、報告第12号総務経済常任委員会の調査研究についてを議題といたします。

総務経済常任委員長の報告を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） マスクを取って失礼させていただきます。

報告第12号、先ほど議長より報告命令がございましたので、ただいまより報告をさせていただきます。令和2年12月7日、日吉津村議会議長井藤稔様、総務経済常任委員長橋井満義。

委員会の調査報告書、本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により、ご報告させていただきます。

まず、9月定例会におきまして、閉会中の調査を申し出しておりました。当委員会の調査目的といたしまして、村内の企業の調査として本村の防災体制に関わりの深い株式会社タイヨー通信にその現状についてご説明等をいただいたものでございます。

まず1点目の調査内容、村内企業については日吉津村日吉津45-3株式会社タイヨー通信、調査期日は本年11月26日午前10時から11時40分、説明員につきましては安達清当社代表取締役社長

ほか専務安達孝弘氏、営業部長佐々木進氏以上3名の方の出席をいただき調査を行ったものでございます。

そして2点目は、村の防災行政無線について11月30日午前11時30分から12時まで、総務課の中原課長補佐にお越しをいただき調査を行ったものでございます。本委員会の出席議員につきましては、わたくしそして前田副委員長、三島委員、長谷川委員、井藤委員以上5名でございます。

まず、タイヨー通信株式会社につきましての会社概要でございますが、皆さまお手元に配布のとおりでございます。会社概要については簡略させていただきます。

まず本村の防災無線等の現状についての考察でございますが、デジタル化について国の法改正によるアナログ式からデジタル化が進められておるところでございます。アナログ式につきましては、令和4年までしか使用ができないため、すでに機器や部品の製造、販売もされておらず、総務省も免許の新規登録や更新を受け付けておりません。

本村の防災行政無線は平成27年度からデジタル化が進められてきており、すでに基地局及び各家庭の設置の個別受信機はデジタル化を完了しております。現在保有をしておりますアナログ式無線機10台ありますが、これらについても令和3年に有効期限となるため廃局となります。デジタル化により、従前のアナログ式にくらべ音声がクリアになった。本村では画像返送機能はありませんが、音声合成機能や繰り返し放送機能が搭載をされております。固定系無線、各家庭への情報提供におきましては、個別受信機、視聴覚障がい者等には文字放送が実施されております。屋外拡声支局、海岸の固定局におきましては、LEDの電光掲示板により、作業中等沿岸での情報を発信することができております。次にIP無線機の導入についてであります。IP無線は携帯電話会社の回線を使用します従来の防災無線とは異なるシステムであります。日本全国で使用可能であります。災害時の通信規制等も考慮し、デジタル式の移動系無線12台、うち2台につきましては消防車に搭載をしております。これらを残すことによりまして、2種類の情報伝達手段を確保することとされております。

ちなみにデジタル式には今ところ有効期限はございません。IP無線機は令和元年に20台、2年に5台導入をいたしました。うち、2台についてはカメラ付きとしておりまして、災害現場から本部に動画を送ることが可能となっております。これらにより、災害の現場からオンデマンドで、本部に画像が伝達できるという、今、はやりの情報伝達手段がとられておることでもあります。

なお、消防団員などにI P無線が配布されておりました、緊急時の一斉更新が可能となっております。各自治会等にも配布しておりますので、グループ設定により自治会他と役場消防団の二つのグループが設定をされております。通常は自治会ほかでは、全体にする一般的情報伝達に使用し、災害状況や災害対応等で外部に公表できない情報につきましては、役場並びに消防団のグループ共有で使用することとなっております。I P無線機は個別名、登録番号を指定することにより、1対1の通話も可能となっております。

なお、移動系防災無線はI P無線との通信はできませんので、災害対策本部内での重要通信用としての使用が考えられております。これらを踏まえた中での今後の検討課題として、技術革新が進む中で、今後は防災情報システムの構築が考えられます。土砂災害や津波などの危険区域に監視システムを整備すれば、災害本部のパソコン上に現場映像などが整理して表示され、災害の概要が即座に把握できるようになるとのことです。

なお、電波法に定められております防災行政無線について、所管する総務省では依然として法令順守等厳格な面もあるものの、その運用や機能の拡充については柔軟な対応もとられつつあり、従来の無線システムにI Pや、そしてスマホとの連携も可能になっておるところであります。本村は防災行政無線とは別に、ケーブルテレビを運用しており、ケーブルテレビのデジタル回線を防災行政の無線との連携による活用ができないかと、検討をしたところではありますが技術的には可能としつつも、本村のケーブルテレビにおきましては、都市型ケーブルテレビとの権利関係における問題が生じるため、今後の課題となっております。

衛星回線につきましては、各自治体に鳥取県の防災システムが設置されており、地上波と衛星波の2回線が設置されております。F A Xとテレビ会議の映像が流れるところではありますが、テレビ会議については村側に、受信側ですね、機器が整備をされていないため映像の中心のみであるということがございます。皆さまご存じのとおり、知事の防災の放送が日吉津で受信しそれを受け取るというだけのところとなっております。

その他といたしましては、災害時の県から派遣されるリエゾン型の衛星携帯電話が保管をされておりました、緊急時には使用可能となっております。デジタル化やI P無線機の導入につきましては、今後の防災体制において十分活用すべきであり、そのため機器の取り扱いはもちろん、全体的な運用方針について担当課のみならず、全庁的な共有に努められるとともに、ますます進む技術革新に対し、費用対効果を見極めつつ機器の更新や運用拡大をはかり、村の防災体制の拡充に、行政は努められるべきであるというふうに考察をさせていただきました。

以上、総務経済常任委員会の閉会中の調査報告とさせていただきます。

○議長（井藤 稔君） 以上で総務経済常任委員長の報告を終わります。

ここで議長から一言申し上げます。登壇でのご発言の際には、従来どおりマスク取っていただいて結構ですのでそれでやって下さい。よろしくお願いいたします。

日程第 5 報告第 13 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 5、報告第 13 号教育民生常任委員会の調査研究についてを議題といたします。教育民生常任委員長の報告を求めます。

松田教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（8 番 松田 悦郎君） 教育民生常任委員長の松田です。令和 2 年 12 月 7 日、日吉津村議会議長井藤稔様、教育民生条任委員長松田悦郎。委員会調査報告書、本委員会に付託された調査事件について調査の結果を別紙のとおり、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。教育民生常任委員会調査の報告を行います。日時は、令和 2 年 11 月 27 日 10 時小学校校門前集合、出席者は敬称を略します。山路、加藤、河中、松本、松田の各委員と横田教育課長、議会事務局長であります。

場所は役場線の通学路及び委員会室であります。

事件としまして、閉会中の継続調査で、村内通学路についてであります。調査内容は駐在所前、旧吉本商店前、ケーズデンキ店前にある通学路、スクールゾーンの状態や危険個所がないかなどについて、歩いて実態を調査しました。現地を視察した後、議員委員会室において協議いたしました。そもそも、スクールゾーンの定義につきましては、小学校を中心とした半径約 500 メートル程度の通学路が対称で、交通標識のほか路面表示や電柱の巻き付け表示などで、わかりやすく示すこととされております。また、小学校だけでなく保育所もその対象となることがあるようです。

次に、横田教育課長より通学路のスクールゾーンについて、他町での取り組みが紹介されました。また、子どもの安全を重点においたスクールゾーンを、日吉津村は検討すべきであるとの説明もありました。スクールゾーンに対して多くの意見が出てまいりましたが、その中で主な意見を述べてみます。今子どもたちは車が止まってくれた時には、頭を下げるなど小学校の交通安全教育は進んでいるが、子どもの通学は行き返りも同じ通学路を利用すべきである。通学路として表示するのか、スクールゾーンとしてなのか区間についても考えなければならない。

また、保育所が新築されれば、通園路の検討もしなければならない。枝線から中央主要道路に幼児が出る時に危ない箇所もある。そして、子どもが帰る時間帯には声掛けが必要である。

アスパル出口とイオン西館出口に横断表示がない場所であるが、下校時間は非常に危ないとの指摘もあるので、下校時も警備員で交通整理ができないかなどの意見がありました。さまざまな意見が出ましたが、行政はこの意見を十分に検討されて、子どもの安全を一番に考えながらスクールゾーン路面表示や、電柱の巻き付け表示などの解消に努めていただきたい。以上、常任委員会の報告を終わります。

○議長（井藤 稔君） 以上で教育民生常任委員長の報告を終わります。

日程第 6 議案第 65 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 6、議案第 65 号日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第 65 号日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令により、国民健康保険税の軽減にかかる所得の基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正点は、7割・5割・2割軽減において、基礎控除額を 33 万円から 43 万円に引き上げるとともに、被保険者のうち、給与・年金所得者から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た額を加算するものでございます。

以上、議案第 65 号の提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（井藤 稔君） 以上で提案説明を終わります。

日程第 7 議案第 66 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 7、議案第 66 号日吉津村督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第 66 号日吉津村督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正により、地方税の延滞金及び還付加算金の割合等の見直しが行われたことに伴い、特例基準割合を延滞金特例基準割合に、文言の改正を行うものでございます。

以上、議案第 66 号の提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますよう、よろしく御願ひ申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第 8 議案第 67 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 8、議案第 67 号日吉津村地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第 67 号日吉津村地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令の一部改正により、第 15 条が新設されたことに伴い、条ずれを改正し、第 24 条を第 25 条に、第 25 条を第 26 条にするものでございます。

以上、議案第 67 号の提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますよう、よろしく御願ひ申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第 9 議案第 68 号 から 日程第 12 議案第 71 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 9 から日程第 12 まではいずれも補正予算に関する議案ですので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 9、議案第 68 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算第 6 回について、日程第 10、議案第 69 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 回）について、日程第 11、議案第 70 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について、日程第 12、議案第 71 号令和 2 年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第 3 回）について、以上 4 件を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました議案第 68 号から議案第 71 号までの補正予算について提案理由を申し上げます。

はじめに、議案第 68 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 6 回)でございますが、歳入歳出それぞれ 6,901 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30 億 9,172 万 4000 円とするものであります。

歳出の主なものから説明申し上げます。はじめに 9 ページをご覧ください。第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費に 560 万 5,000 円を計上しておりますが、これは、新型コロナウイルスの感染拡大が進む中、日吉津の飲食店を応援する券の利用増を見込むなど負担金の増額が主なものであります。

次に 11 ページをご覧ください。第 3 款民生費、第 1 項社会福祉費、第 1 目社会福祉総務費に 201 万 7,000 円の減額を計上しておりますが、これは住居確保給付金の利用世帯の減などが主なものであります。

次に 12 ページをご覧ください。同款、第 2 項児童福祉費、第 1 目児童福祉総務費に 967 万 4,000 円を計上しておりますが、これは複合型子育て拠点施設整備事業に伴う、児童館及び子育て支援センターの仮移転施設整備事業の工事請負費などの増が主なものでございます

次に 13 ページをご覧ください。同款、同款、同項、第 4 目保育所費に 308 万 1,000 円を計上しておりますが、これは保育所・児童館 ICT システム導入に伴う電算処理業務委託料に増が主なものでございます。

次に 14 ページをご覧ください。第 4 款衛生費、第 1 項保健衛生費、第 2 目予防費に 388 万 2,000 円を計上しておりますが、これは村への帰省等をしやすくするため、新型コロナウイルス PCR 検査費用の助成を新設するものであります。

次に 16 ページをご覧ください。第 7 款土木費、第 3 項都市計画費、第 2 目公園費に 245 万 4,000

円の減額を計上しておりますが、これは新型コロナの影響により、海浜運動公園の閉鎖などにより指定管理調査が出来なかったことによる委託料の減が主なものでございます。

次に 17 ページをご覧ください。第 9 款教育費、第 1 項教育総務費、第 2 目事務局費に 544 万 2,000 円の減額を計上しておりますが、これは新たにイングリッシュキャンプを計画するものの、オーストラリアへの人材育成交流事業を中止したことによる負担金の減が主なものでございます。

次に 20 ページをご覧ください。同款、第 4 項社会教育費、第 3 目資料館費に 5,227 万 5,000 円を計上しておりますが、これは資料館の資料を保管するために必要な陶芸・倉庫棟の工事請負費などの増が主なものであります。

この他、人事院勧告による一般職給や会計年度任用職員の職員手当等など人件費の補正であります。

つづいて、歳入について申し上げます。はじめに、7 ページをご覧ください。第 13 款使用料及び手数料、第 1 項使用料、第 1 目公共施設使用料では 344 万 2,000 円の減額を計上しておりますが、これは新型コロナの影響による施設の閉鎖などに伴う使用料の減であります。第 14 款国庫支出金、第 2 項国庫補助金、第 1 目総務費国庫補助金では 894 万 9,000 円を計上しておりますが、これは特別定額給付金の確定による補助金の減はあったものの、歳出で申し上げました飲食店を応援する券などに対する地方創生臨時交付金の増が主なものでございます。

次に、8 ページをご覧ください。第 18 款繰入金、第 1 項基金繰入金、第 2 目夢はぐくむ村づくり基金繰入金 4,735 万 5,000 円を計上しておりますが、歳出で申し上げました陶芸・倉庫棟新築工事にかかるものが主なものでございます。

次に、議案第 69 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 回）でございますが、歳入歳出それぞれ 70 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 7,433 万 2,000 円とするものでございます。

主なものを説明申し上げますので、4 から 5 ページをご覧ください。歳出では、第 1 款総務費、第 1 項総務管理費 第 1 目一般管理費に 70 万 4,000 円を計上しておりますが、これは令和 2 年度税制改正に伴うシステム改修業務にかかる電算処理業務委託料の増であり、歳入では、特別交付金や国民健康保険災害時臨時特例補助金に係る、歳出の財源振替が主なものでございます。

次に、議案第 70 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）でございますが、歳入歳出それぞれ 28 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,640 万 4,000 円とするものでございます。

主なものを説明申し上げますので、4 から 5 ページをご覧ください。歳出では、第 1 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費に 40 万 7,000 円を計上しておりますが、これは令和 2 年度高齢者医療制度見直し等に伴う、システム改修業務にかかる電算処理業務委託料の増であり、歳入では、これに伴う後期高齢者医療制度円滑運営事業費補助金と一般会計からの事務費繰入金
が主なものでございます。

次に、議案第 71 号令和 2 年度日吉津村下水道事業会計補正予算(第 3 回)でございます。予算書の 1 ページと 2 ページを御覧下さい。第 2 条において、収益的支出の補正に関して規定しておりますが、今回、下水道事業費用について、既決予定額 1 億 5,773 万 1,000 円に 1 万 6,000 円を増額し 1 億 5,774 万 7,000 円とするものでございます。これは、職員の手当等の増が主な要因となっております。

第 3 条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正に関する規定で、具体的には職員給与費が該当しますが、既決予定額の 1,151 万 5,000 円から 1 万 7,000 円を減額し、1,149 万 8,000 円とするものでございます。

2 ページから 9 ページにかけては、予算に関する説明書で、2 ページは補正予算の実施計画、3 ページは予定キャッシュ・フロー計算書、5 ページから 8 ページは給与費明細書で、今回の補正を反映したものとなっております。

9 ページにつきましては、2 ページの実施計画について、具体的内容を記載した明細書となっております。

以上、議案第 68 号から議案第 71 号までの提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（井藤 稔君） 以上で補正予算関連の提案説明を終わります。

日程第 13 議案第 72 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 13 議案第 72 号鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第 72 号鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、提案理由をご説明申し上げます。

現在、県内各町村で実施している消防団員退職報償金支給事業及び消防賞じゅつ金授与事業について、事務の軽減が図れるなど共同処理の効果が期待できることから、令和3年度より鳥取県町村総合事務組合で事務を行うこととするため、規約の変更が必要となったものでございます。

以上、議案第72号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第14 議案第73号

○議長（井藤 稔君） つづきまして、日程第14、議案第73号鳥取県西部広域行政管理組合規約を変更する協議についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第73号鳥取県西部広域行政管理組合規約の変更に関する協議について、提案理由をご説明申し上げます。

現在、西部圏域においては、令和14年度から可燃ごみと不燃ごみの処理施設を合わせた新施設を整備し、広域的に処理するよう基本構想の策定が進められており、不燃物処理施設の設置及び管理運営について境港市を含めた共同処理事務とするため、鳥取県西部広域行政管理組合規約の変更が必要となったものでございます。

以上、議案第73号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第15 議案第74号

○議長（井藤 稔君） つづきまして、日程第15、議案第74号村道の認定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第74号村道の認定について、提案理由をご説明申し上げます。

これは、道路法第8条第1項の規定に基づき、樽屋地区北側の地区計画による区画道路として整備され、事業者より寄付採納を受けた路線で、県道日吉津伯耆大山停車場線から村道橋通道線までの区間を、また、日吉津下口地区の市街化区域内にある新田川用水路沿いの法定外道路のうち、村道旧国道線から村営住宅敷地までの区間を村道として認定するもので、道路法第8条第2項の規定に基づき、本議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第74号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 以上で、提案説明を終わります。

○議長（井藤 稔君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。なお、明日は本会議におきまして一般質問が行われます。ご参集いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

午前 10 時 07 分 散会
